

入札公告

令和7年2月27日

次のとおり、一般競争入札を実施します。

沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名：沖縄県立中部病院 洗濯業務委託契約
- (2) 場 所：うるま市字宮里 281 番地
- (3) 予定価格：公表しない
- (4) 入札方式：一般競争入札
- (5) 入札方法
 - ア 入札は、紙面により行う。
 - イ 入札金額は、総価を記載すること。
 - ウ 入札者は契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立病院入札参加資格登録業者名簿に病衣、白衣及び寝具等の貸借及び洗濯等業務で登録されており、200 床以上を有する病院で同様の業務を 3 年以上受託した実績があること。
- (3) 必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣する等、迅速な対応ができること。
- (4) 沖縄県内に本社又は組織体制を持つ支店があり、受託後、本業務を的確に履行するに足る能力を有し、且つ体制が整備されていること。
- (5) 参加申込みを行う日前の直近 3 年間の法人に係る「国税」、「県税」等を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

- 成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 社会保険 (労働保険、健康保険及び厚生年金保険) に加入する義務のある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、沖縄県の最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

3 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。なお、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

別紙 1 「入札参加にあたり提出する書類等説明書」を参照

(2) 提出先及び問い合わせ先

沖縄県立中部病院 設備・調達課 友利

〒904-2293 うるま市字宮里 281 番地

電話番号: 098-973-4111 (内線 2335) E-mail: tomoriyt@pref.okinawa.lg.jp

(3) 受付期限

この公告の日から令和 7 年 3 月 10 日 (月) まで (土日祝日を除く。) とし、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和7年3月13日（木）10時00分～11時00分
- (2) 場所 沖縄県立中部病院第3会議室（うるま市字宮里281番地）
- (3) 落札者なしの場合は引き続き入札を行う。

5 入札方法等

- (1) 入札書は、当方が定める様式（別紙2）を使用すること。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。
 - ウ 代理人がする場合は、本人（代表者）の委任状を持参すること。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。
- (4) 入札金額算出方法
 - ア 別紙2別表に単価を設定し合計値を算出すること。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を全部又は一部免除する。

- ア 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（公社、公団を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、過去2年の間にこれらのうち2つ以上の契約をすべて誠実に履行し、その実績を第2号様式（営業実績証明書）にて提出し、認められた場合

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項に行った2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正な行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、随意契約を行うものとする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を全部又は一部免除する。

ア 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（公社、公団を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、過去2年の間にこれらのうち2つ以上の契約をすべて誠実に履行し、その実績を第2号様式（営業実績証明書）にて提出し、認められた場合

11 本公告に関する質問及び回答

質問がある場合は、ファクシミリ（任意様式）又はEメールにて問い合わせ

ること。

(1) 問い合わせ先

沖縄県立中部病院 設備・調達課 友利

〒904-2293 うるま市字宮里 281 番地

電話番号：098-973-4111（内線 2335） FAX：098-973-4112

E-mail: tomoriyt@pref.okinawa.lg.jp

(2) 受付期限

この公告の日から令和 7 年 3 月 6 日（木）まで（土日祝日を除く）とし、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※必ず電話にて到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

当院ホームページ上にて回答する。

12 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (4) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (5) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令及び沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程に関する規定の定めるところによる。
- (6) 沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合当該契約は解除する。
- (7) 次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業であること、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。